

一般社団法人 玖珠町シルバー人材センター

令和8年 就業会員説明会

日時/場所: 令和8年1月16日 (金曜日) 午前10:00より

メルサンホール 視聴覚室

—就業説明会—

- 1.開会あいさつ
- 2.令和8年度よりの新契約方法についての説明
- 3.配分金に対する所得税の取り扱いについて
- 4.その他
- 5.閉会

1.令和8年度よりの新契約方法について

まず！！ 最初に

新契約方法に変わっても、皆さんに直接の影響はありません！

- ・皆さんは、作業依頼を受けてから配分金を受るまでの業務過程に変更はありません。

なぜ！！ 新契約に変わらるのか？

令和5年よりのフリーランス法の対応としてです。

- ・フリーランス法とは、

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」です。

どこが！！ 変わった

センターでは、法整備の対応として新しいシステムを導入しました。

- ・令和8年4月1日よりセンターは、新契約方法移行のために新システムが導入されます。新システムの導入により帳票等が一部変更されますが、皆さんの就業には影響はありません。

(お客様への請求書の様式等が変更 資料①)

センターは！！ 移行中

現在、お客様へ新契約のお知らせや契約変更準備を進めてます。

- ・新契約の準備は、就業ごとにセンターがお客様と仕事内容や就業条件を事前に話し合い、この内容を皆さんの同意をもとに、就業過程を書面様式にして契約を行います。

(『会員業務就業規約』『シルバー人材センター利用規約』等)

資料②

請求書

令和 7年 1月分

請求書番号

00008201 - 1

令和 7年 1月14日

730-0000
広島県広島市中区▲▲-●

株式会社 テスト発注者 様

公益社団法人 テスト市シルバー人材センター
代表理事 テスト 太郎

〒 739-0000
テスト県テスト市 1-2

TEL 082-251-5008 FAX 082-256-7440

当センターをご利用頂きありがとうございました。
下記の通りご請求申し上げます。

請求合計額	¥11,988-
-------	----------

お支払いは、シルバー事務所かお記口座へ
令和 7年 1月28日起にお願いいたします。
※振込手数料をご負担願います。

《振込先金機関》
新置銀行 宇品支店 (署)1408550

内訳

① センター業務委託料（通緝請求書分）

公益社団法人 テスト市シルバー人材センター
登録番号 T1234567890123

合 計	¥1,988-
(10%対象 税込 ¥1,988- (内消費税 ¥181-))	

② 会員業務委託料（非通緝請求書分）

合 計	¥10,000-
-----	----------

【契約番号】 00007570(01801)

受注件名	草刈り・伏操作業		
就業期間	令和 7年 1月10日 ~ 令和 7年 1月10日		
① センター業務委託料	1,988	② 会員業務委託料	10,000
合 計 11,988			

一般社団法人 玖珠町シルバー人材センター
会員業務就業規約

資料②

第1条（会員の就業条件）

一般社団法人玖珠町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

第2条（業務の具体的な内容及び会員業務委託料）

発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的な内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第3条（就業条件に係る会員の同意等）

- センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
- 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとして取り扱う。
- 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

第4条（会員業務委託料の支払）

1. 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。
2. 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
3. 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
4. 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
5. 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第5条（センターによる立替払）

1. センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過してもかかわらず、発注者から支払いが行われないときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
2. センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

第6条（会員業務の実施）

1. 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
2. センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
3. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
4. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

第7条（費用の負担等）

1. 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
3. 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
4. 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
5. 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
6. 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
7. センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第8条（会員の履行不能）

1. 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
2. センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
3. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
4. センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
5. 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。

6. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
7. 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
8. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
9. 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

第9条（契約不適合責任）

1. 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
3. 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
4. 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

第10条（利用契約の終了等による会員業務の終了）

1. 発注者とセンターとの間のシルバーハウス人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

2. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
3. 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

第11条（著作権の帰属等）

1. 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
2. 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第12条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

1. 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
2. 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
3. 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第13条（守秘義務・個人情報管理）

1. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
4. 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第14条（損害賠償）

発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

1. 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
2. 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
3. センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
4. センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

2026年4月1日

新システム移行に伴う『お知らせ』と『お願い』

- ・ホームページをリニューアルしました。(令和8年3月以降)
携帯やパソコンからアクセスできます！さらに、**会員専用ページ**等も開設致します。これを利用して、広報活動や就業案内を行います。
※今後は、『会員業務就業規約』の改定については、会員専用ページにて行います。
- ・会員業務委託料へ変更
皆さんへの支払配分金総額を、4月以降は【会員業務委託料】に変更
- ・『会員業務仕様書』の事前明示について 資料③
業務ごとに個人へお渡しすることは、センターの事務処理上困難でデジタル化による効率的な調整をシステム事業者と検討中で、ご理解をお願い致します。
- ・会員業務委託料支払明細書の発行 ※本日の封書
フリーランス法では、明示を義務化されてはいませんが、皆さんが実績管理や所得管理を行う上で必要な方については、事務所で発行を行います。
※郵送コストの削減にご協力を願いします。

会員業務仕様書

00000665 - 00007570 - 00203

会員名

テスト会員0001 様

会員番号

00203

業務委託日

令和7年1月6日

公益社団法人 テスト市シルバー人材センター

代表理事 テスト 太郎

〒 739-0000

テスト市テスト1-2

TEL 082-221-5008

第1条（会員への業務の委託）

株式会社 テスト発注者 様（以下「発注者」という。）は、 公益社団法人 テスト市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じて、テスト会員0001 様に対して以下に記載する業務（以下「本件会員業務」という。）を委託する。

（1）（業務の内容）

会員の行う本件会員業務については、草刈り・伏操作業とする。

（2）（会員業務委託料）

発注者は、本件会員業務の対価として、当該業務を実施する会員に対して、10,000円 内、あなたの作業量/全体作業量を支払う。

（3）（業務を行う場所）

業務を行う就業場所については、 とする。

（4）（業務の履行期日）

業務の履行期日については、令和7年1月10日 から 令和7年1月10日 までに行うものとする。

第2条（その他の就業条件）

前項に定めるものはない、本件会員業務に係る就業条件は、別紙「会員業務就業規約」に定めるところによる。

第3条（その他）

本仕様書及び別紙「会員業務就業規約」に定めのない事項については、発注者及びセンターが協議し、かつ、本件会員業務を実施する会員の同意を得て、決定するものとする。本仕様書又は別紙「会員業務就業規約」の各条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

会員さんが受取った配分金及び会員業務委託料に対する所得税法の取扱いについて (令和7年分)

会員さんが受ける配分金及び会員業務委託料は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金及び会員業務委託料は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。ただし、配分金及び会員業務委託料に対しては、租税特別措置法第27条より、**65万円を上限として最低保障必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)**が認められています。

なお、配分金及び会員業務委託料と給与所得がある場合は、給与所得控除額(**最低65万円**)。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金及び会員業務委託料に係る上記の最低保障必要経費(**65万円**)から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
また、公的年金を受給している場合は、配分金及び会員業務委託料とは別に公的年金等の控除が受けられます。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

(1)令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しが行われたため、「合計所得金額」に応じて、次のように基礎控除額の改正が行われました(令和7年分から適用されます。)

↓

- ・合計所得金額が132万円以下⇒95万円
- ・合計所得金額が132万円超336万円以下⇒88万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が336万円超489万円以下⇒68万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が489万円超655万円以下⇒63万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が655万円超2,350万円以下⇒58万円

(2)給与所得控除の見直し
給与所得控除の見直しが行われたため、給与所得控除額が65万円に引き上げられました。このため、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」について、必要経費に算入する金額の最低保障額が**65万円**(改正前:55万円)に引き上げられました(令和7年分から適用されます。)。

65歳以上の場合、公的年金等の控除額が最低110万円控除できるため、公的年金収入に対する所得が発生しない

計算例 <65歳以上で公的年金収入が110万円以下の場合>

配分金が 70 万円の場合

配分金
70 万円

最低保証
必要経費
65 万円

所得金額
5 万円

基礎控除
48 万円

納税額 0円

国税（所得税）における確定申告の要否判定

所得税法上、以下の2つの要件を**両方とも**満たす場合、確定申告を行う必要がないとされています。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であること
 - ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であること
-
- ・配分金収入が70万円の場合

所得金額： $700,000 - 650,000 = 50,000$ 円
※最低保証必要経費

5万円 \leq 20万円 であるため、確定申告は不要となります。
※年金要件を満たす場合

- ・配分金収入が90万円の場合

所得金額： $900,000 - 650,000 = 250,000$ 円
※最低保証必要経費

25万円 $>$ 20万円 であるため、確定申告が必要となります。